

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和 4 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 4 年 7 月 19 日 専決

羽曳野市長 山入端 創

記

処 分 事 項

令和 4 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 6 号）

令和4年度羽曳野市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度 羽曳野市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度羽曳野市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,332 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,201,204 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月19日 専決

羽曳野市長 山入端 創

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	府支出金	3,542,675	24,332	3,567,007
	2 府補助金	783,753	24,332	808,085
	歳入合計	45,176,872	24,332	45,201,204

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	22,687,701	24,332	22,712,033
	1 社会福祉費	8,189,028	24,332	8,213,360
	歳 出 合 計	45,176,872	24,332	45,201,204

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	千円 22,687,701	千円 24,332	千円 22,712,033
歳 出 合 計	45,176,872	24,332	45,201,204

補正額の財源内訳			
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
24,332			0
24,332	0	0	0

2 歳 入

1 6 款 府支出金

24,332千円

2 項 府補助金

24,332千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費府補助金	千円 635,977	千円 24,332	千円 660,309
計	783,753	24,332	808,085

節		説	明
区 分	金 額		
2 老人福祉費補助金	千円 24,332	地域医療介護総合確保基金事業補助金	千円 24,332

3 歳 出

3款 民生費

24,332千円

1項 社会福祉費

24,332千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 介護保険事業費	千円 1,938,159	千円 24,332	千円 1,962,491	千円 24,332	千円	千円	千円
計	8,189,028	24,332	8,213,360	24,332	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 24,332	(補助金) 地域医療介護総合確保基金事業補助金	千円 24,332

3款 民生費